

建築物	周辺環境への配慮	1 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。				
	寺社境内からの眺望への配慮	1 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。		1 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。		
建築物	全体の意匠・形態	<p>1 歴史的建築物については、可能な限りその保全に努める。</p> <p>2 建築物の意匠は、伝統的な寺社建築様式を尊重する。</p> <p>1 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。</p> <p>2 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。</p> <p>3 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれた町並み形成と魅力的な環境づくりに配慮する。</p> <p>4 伝統的な町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。</p> <p>5 角地に建つ建築物やアイ・ストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。</p> <p>6 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成と町並みの連続性の確保に配慮する。</p> <p>7 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。</p> <p>8 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。</p> <p>9 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。</p>				
	屋根	1 屋根は勾配屋根とし、その勾配は、4/10～5/10を標準とする。また、1階及び2階の屋根は、原則として日本瓦葺きとする。	1 屋根は切妻平入り及び日本瓦葺きとし、その勾配は、4/10～5/10を標準とする。	1 屋根は勾配屋根とし、その勾配は、4/10～5/10を標準とする。また、1階及び2階の屋根は、原則として切妻平入り及び日本瓦葺きとする。	1 屋根は勾配屋根とし、その勾配は、4/10～5/10を標準とする。また、1階及び2階の屋根は、原則として日本瓦葺きとする。	1 屋根は原則として勾配屋根とする。
	色彩	1 屋根の色は、黒色系とする。				
	その他	1 道路に面する1階部分には、軒庇を設け、町並みの連続性を確保する。				
建築物等	材料	1 外壁の材料には、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた材質感のものを用いる。	1 外壁の材料には、漆喰壁、土壁等歴史的町並みの雰囲気と調和したもので、年月の経過とともに味わいのあるものを用いる。	1 外壁の材料には周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた材質感のものを用いる。		
	外壁色彩	<p>1 外壁の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。</p> <p>2 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。</p> <p>1 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。</p> <p>2 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。</p> <p>3 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。</p> <p>4 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p>				
	1階部分の形態	1 道路に面する1階部分の窓には、可能な限り格子を設置し、町並みの連続性を確保する。	1 寺社群と一体となった回遊性の高い開放的な街路空間を形成するため、西門通り、御供所通り等の1階部分は、可能な限り店舗等により活気とにぎわいを演出するよう努める。また、道路に面する店舗等の1階部分の壁面は、窓、ショーウィンドー等とする。			
	隣接する建築物等への配慮	1 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさ等に十分配慮する。				
建築物等	中庭・格子等	1 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。				
	建具等の色彩	1 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。				
	駐車場	1 駐車場を設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、町並みの連続性を確保する。	<p>1 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、町並みの連続性を確保する。</p> <p>2 建築物の外側に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、町並みの連続性を確保する。</p> <p>3 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。</p>			
付属施設	駐輪場・バイク置場	<p>1 道路から直接見えにくい位置に設置する。</p> <p>2 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、町並みの連続性を確保する。</p>				
	ごみ置場	<p>1 ごみ袋が外部から直接見えにくい位置や囲いの形態等に配慮する。</p> <p>2 格子や緑化等による修景を行う。</p>				

付 属 設 備	空調の室外機等	1 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。			
	高架水槽・受水槽等	1 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくい位置や囲いの形態等に配慮する。			
	アンテナ	1 アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくい位置等に配慮する。			
そ 他	自動販売機	1 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。			
	掲出基準の目標	1 日常生活に必要な最小限の掲出とする。 2 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。	1 日常生活に必要な最小限の掲出とする。 2 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、伝統的町家の雰囲気と調和したものとする。	1 活気とにぎわいのある商業空間の演出に配慮する。 2 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたもので、伝統的雰囲気の中に現代的視点を取り入れたものとする。	1 活気とにぎわいのある商業空間の演出に配慮する。 2 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。
	共通事項	1 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5 点滅する広告物は、設置してはならない。 6 道路を占有する広告物は、設置してはならない。 7 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。			

ただし、現に存する建築物が最高部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、又は移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しない。

別表

低 層 部	色相	10R以上～2.5Y未満	2.5R以上～10R未満 2.5Y以上～2.5GY未満	その他	無彩色
	彩度	4以下	2以下	1以下	—
	明度	2以上8.5以下		2以上5以下	2以上8.5以下

高 層 部	色相	10R以上～2.5Y未満	その他	無彩色
	彩度	4以下	2以下	—
	明度	4以上8.5以下		

マンセル値による色相、明度、色彩のとおりとする。
低層部とは、地上10m以下かつ3階以下とする。